様式第２号（第５条関係）

発　言　者・会　議　の　て　ん　末・概　要	
野口課長補佐	皆様、こんにちは。 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 定刻より少し早いのですが、欠席のご連絡をいただいている方以外の出席が確認できましたので、ただ今から、「令和３年度第１回久喜市都市計画審議会」を開会いたします。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、建設部都市計画課の野口でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 会議に先立ちまして、新型コロナウイルスの感染症予防のため、皆様には、マスクの着用と手指の消毒にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、会議中におきましては、室内を常に換気するため、窓や出入口の一部を開けさせていただきますが、ご理解くださいますようお願いいたします。 それでは、はじめに、本日の出席委員でございますが、委員定数１５人のうち、１４人でございます。 委員の半数以上の方にご出席をいただいておりますので、久喜市都市計画審議会条例第６条第２項に規定する、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。 続きまして、会議に移る前に、会議の公開及び会議録の作成等について、ご説明させていただきます。 本市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会

野口課長補佐　　議は原則公開とし、どなたでも傍聴することが可能でございます。

なお、本日の傍聴者は、２人でございます。

また、公開される会議は、会議録を作成し、閲覧に供することとしておりますことから、本日の会議を記録するため、録音及び写真撮影を行うことにつきまして、ご了承をいただきたいと存じます。

なお、会議録の作成形式は、全文記録とし、会議録の確認及び署名につきましては、高沢会長にお願いしたいと存じます。

続きまして、次第２の「あいさつ」でございます。

高沢会長から、ご挨拶をいただきたいと存じます。

高沢会長　　【　高沢会長の挨拶　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

続きまして、梅田市長より、ご挨拶を申し上げます。

梅田市長　　【　梅田市長の挨拶　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

ここで、梅田市長におきましては、別の公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、退席させていただきます。

【　梅田市長　退席　】

お待たせいたしました。

続きまして、本日は、令和３年度に入りまして、初めての都市計画審議会となりますので、事務局の職員を紹介させていただきたいと存じます。

【　事務局職員の紹介　】

野口課長補佐	続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は、次第を含めまして、全部で１２点でございます。 １点目といたしまして、 「令和３年度第１回久喜市都市計画審議会　次第」 ２点目といたしまして、 「報告１―１　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについて」 ３点目といたしまして、 「報告１―２　久喜市区域指定図　都市計画法第３４条第１２号に基づく区域（産業系）見直し区域（案）」 ４点目といたしまして、 「報告１―３　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域廃止区域図」 ５点目といたしまして、 「報告１―４　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域新規区域図」 ６点目といたしまして、 「報告１参考資料　「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第５条第１項第１号」の規定に係る指定運用方針」 ７点目といたしまして、 「報告２―１　都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化（法改正等の内容）」 ８点目といたしまして、 「報告２―２　久喜市区域指定図　都市計画法第３４条第１１号に基づく区域」 ９点目といたしまして、

野口課長補佐	「報告２―３　久喜市区域指定図　都市計画法第３４条第１２号に基づく区域」 １０点目といたしまして、 「報告２―４　利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　久喜市」 １１点目といたしまして、 「報告２―５　都市計画法の改正に伴う開発許可制度の見直しについて（お知らせ）」 １２点目といたしまして、 「まちづくりサポーター（市民参加推進員）に登録しませんか」 以上でございます。 なお、「報告１―２、１―３及び１―４」以外の資料につきましては、事前に送付させていただいております。 資料に不足がございましたら、お申し出いただければと存じます。 【　各委員が資料の確認をする　】 最後に、次第にございます、報告（２）「都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化」に係る会議の進行について申し上げます。 報告（２）の進行につきましては、はじめに、事務局から本市の市街化調整区域における開発許可に係る方針について、概要を説明させていただき、そのあとに、皆様から本市の対応方針に対するご意見を伺いたいと存じます。 なお、事務局の説明が終わったあとに、皆様にお考えを整理する時間を設けさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

野口課長補佐	それでは、次第３の「報告」に移らせていただきます。 本会議の議事進行につきましては、久喜市都市計画審議会条例第６条第１項の規定により、高沢会長が会議の議長となります。 それでは、よろしくお願いいたします。
高沢議長	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 会議を円滑に進行できますよう、皆様のご協力をお願いします。 それでは、（１）都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについて、事務局から説明をお願いします。
糀谷担当主査	都市計画第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しにつきまして、ご説明をさせていただきます。 それでは、お手元の久喜市都市計画審議会資料　報告１―１をご覧いただきたいと存じます。 まず、はじめに、都市計画法に基づく区域の説明をさせていただきます。 市街化区域とは、古くから住宅や店舗などが建ち並び市街地が形成されている区域や、おおむね１０年以内に、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされております。 なお、本市では、鉄道駅を中心とする市街地や、幹線道路の沿線地域が市街化区域となっております。 次に、市街化調整区域とは、農地や森林などの自然的風土を守るために、新たに建築物を建築したり、増築することを極力抑える区域とされております。そのため、市街化調整区域内で建築物を建築する場合には、都市計画法第３４条に定められた条件を満たす必要があります。 次に、都市計画法第３４条第１２号に基づく既存集落区域とは、市街化調整区域のうち、集落を維持するための自己用住宅、食料品店、

糀谷担当主査	社会福祉施設、理髪店など日常生活に必要な施設の建築が認められる区域として、市が条例で指定した区域となります。 次に、都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域とは、市街化調整区域のうち、市の総合振興計画に即して、流通業務施設、工業施設又は商業施設の建築が認められる区域として、市が条例で指定した区域となります。 次に、２の「産業系区域の見直しの背景」でございます。 現在の産業系区域は、合併前の久喜市、栗橋町及び鷲宮町で指定されていた区域をそのまま継承しております。 しかしながら、合併して１０年を経過してもなお、指定区域の多くの土地が利用されていない状況でございます。 また、現在の指定区域外において土地利用の相談が増加するなど、新たな需要が生じております。 このような状況に対応するため、産業系区域の見直しを行うものでございます。 次に、３の「産業系区域の見直し内容等」でございます。 見直しの内容といたしましては、土地利用が見込めない区域などを廃止するとともに、確実に土地利用が図られる区域を新たに指定するものでございます。 今回の見直しにあたりましては、埼玉県の産業系区域に関する指定運用方針を参考に、市独自の指定運用方針を策定し、予定建築物の用途、指定ができない区域、指定する区域の面積、指定する区域に接している道路や排水等の基準を定めた上で行ってまいります。 市が策定した指定運用方針につきましては、久喜市都市計画審議会資料の報告１参考資料として配布させていただきましたので、後ほど目を通していただければと思います。本日は、指定運用方針の要点を

糀谷担当主査	ご説明させていただきます。 指定運用方針の要点を申し上げますと、新たに指定する際の区域の最小面積を０．５ヘクタール以上とするとともに、指定する区域は、国道や県道等の幅員の広い幹線道路に面していることなど、本市の実情に応じた基準を定めることにより、市街化調整区域における適切な土地利用の誘導を図ってまいりたいと考えております。 また、新たに指定する際の指定面積の上限２０ヘクタールにつきましては、埼玉県の指定運用方針に沿ったものであり、既存の指定区域内において、未利用地の指定を継続する場合は、未利用地部分を除いた面積が指定面積の上限となるものでございます。 なお、今回の見直しにあたりましては、既存の指定区域内における未利用地、合計約４．６ヘクタールの指定を継続し、この面積を先ほど申し上げた指定面積の上限２０ヘクタールから除いた面積の範囲内で、新たな区域を指定するものでございます。 次に、４の「産業系区域指定の状況」でございます。 現在、本市における指定面積の合計は、約８６．４ヘクタールでございます。 そのうち、土地利用されている面積の合計は、約３７．２ヘクタールであり、指定面積の約４３パーセントに留まっている状況にございます。 次に、久喜市都市計画審議会資料　報告１―２をご覧いただきたいと存じます。 この図面は、都市計画法第３４条第１２号に基づく区域、産業系見直し区域（案）となっており、茶色で着色されている区域の中で茶色の三角や丸などの模様で示している箇所が流通業務施設、工業施設又は商業施設の建築が可能となる区域となっております。

糀谷担当主査	また、青色に着色している箇所が廃止を予定している区域、赤色に着色している箇所が新たに指定を検討している区域でございます。 はじめに、廃止を予定している区域について、ご説明させていただきます。 廃止を予定している区域につきましては、令和３年３月２４日の水曜日に令和２年度第２回久喜市都市計画審議会後の関係機関との協議を経て、一部変更したことを先にお伝えさせていただきます。 １箇所目は、図面の上部にあります、青の①、高柳地区の約３２．７ヘクタールでございます。 ２箇所目は、やや下に移りまして、青の②、八甫地区の約２．６ヘクタールでございます。 ３箇所目は、図面の右側、青の③、上川崎地区の約９．３ヘクタールでございます。 なお、廃止する予定面積の合計は、約４４．６ヘクタールでございます。 次に、新たに指定する区域についてご説明させていただきます。 １箇所目は、図面の上部にあります、赤の①、高柳字溜井地区、約５．６ヘクタールでございます。 ２箇所目は、やや下に移りまして、赤の②、西大輪地区約２．０ヘクタールでございます。 ３箇所目は、図面の左側、赤の③、北中曽根地区、約０．５ヘクタールでございます。 ４箇所目は、図面の下部にあります、赤の④、原地区、約４．２ヘクタールでございます。 ５箇所目は、図面の右側、赤の⑤、吉羽地区、約２．５ヘクタールでございます。

糀谷担当主査	なお、新たに指定する予定面積の合計は、約１４．８ヘクタールでございます。 次に、久喜市都市計画審議会資料　報告１－３をご覧いただきたいと存じます。 今回の見直しに伴い、廃止する３地区について理由をご説明申し上げます。 はじめに、①の高柳地区につきましては、予定建築物の用途を工業施設と定め、平成１５年５月２７日に約３６．０ヘクタールの指定をしております。 しかし、区域の指定をしてから現在まで指定区域の多くの土地で、産業系の土地利用が図られておらず、令和３年４月１日時点の利用率は、約８パーセントに留まっている状況にございます。 そのようなことから、既に住宅や店舗等の用途で土地利用が図られている県道さいたま栗橋線より西側の一部区域について廃止を行うものでございます。 また、県道さいたま栗橋線より東側の区域につきましては、埼玉県企業局による産業基盤の整備が計画されておりますことから、今回の見直しに併せて、東側区域全体の廃止を行うものでございます。 次に、②の八甫地区でございます。 八甫地区につきましては、予定建築物の用途を流通業務施設と定め、平成１５年６月１日に約５．６ヘクタールの指定をしております。 当区域につきましては、「幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設の立地に係る開発審査会一括議決基準」に基づき、埼玉県知事が指定を行った区域の全部を、合併前の鷲宮町において、産業系区域として位置付けをしたものでございます。 そのようなことから、指定する区域の範囲が道路や水路等の地形地物

糀谷担当主査	で定められておらず、産業系の土地利用を図ることが困難な土地の形状となっております。 　また、既に多くの土地において、住宅や店舗等の用途で土地利用が図られておりますことから、県道さいたま栗橋線より西側区域につきましては、区域全体の廃止を行うとともに、県道さいたま栗橋線より東側につきましては、一部区域の廃止を行うものでございます。 　次に、③の上川崎地区でございます。 　上川崎地区につきましては、予定建築物の用途を工業施設と定め、平成１５年６月１日に約９．３ヘクタールの指定をしております。 　当区域につきましては、市街化調整区域での住宅開発を認める都市計画法第３４条第１１号に基づく区域を重複して指定しており、既に多くの土地において住宅が建築されておりますことから、工場が混在することによる住環境の悪化を防止するため、区域全体の廃止を行うものでございます。 　次に、新たに指定する区域についてご説明いたします。 　久喜市都市計画審議会資料　報告１－４をご覧ください。 　説明に際し、地区ごとに、指定面積、予定建築物の用途、区域指定の要件をご説明させていただきます。その項目のうち、予定建築物の用途について簡単にご説明させていただきます。今回、新たに指定する区域では、予定建築物の用途を「流通業務施設」又は「商業施設」として定めるものとし、流通業務施設とは、倉庫及び集品された荷物を各方面に仕分けする荷さばき場となります。商業施設とは、小売業の店舗又は小売業の店舗と飲食店の用途を併せ有する施設となります。 　それでは、地区ごとにご説明させていただきます。 　１箇所目、①高柳字溜井地区につきましては、久喜市総合振興計画では産業系ゾーン、久喜市都市計画マスタープランでは新産業複合市街地

糀谷担当主査	誘導地区に位置付けており、予定建築物の用途を「流通業務施設」と定め、新たに指定する面積は、約５．６ヘクタールとなります。区域指定の要件となります道路要件につきましては、供用されている４車線以上の国道１２５号バイパスに指定する区域が連続して６メートル以上接しており、要件を満たしております。 ２箇所目、②西大輪地区につきましては、久喜市総合振興計画では産業系ゾーンに位置付けており、予定建築物を「流通業務施設」と定め、新たに指定する面積は約２．０ヘクタールとなります。区域指定の要件となります道路要件といたしましては、供用されている４車線以上の県道さいたま栗橋線に指定する区域が連続して６メートル以上接しており、要件を満たしております。 ３箇所目、③北中曽根地区につきましては、久喜市総合振興計画では産業系ゾーンに位置付けており、予定建築物を「流通業務施設」と定め、新たに指定する面積は約０．５ヘクタールとなります。区域指定の要件となります道路要件といたしましては、供用されている４車線以上の国道１２２号バイパスまで標準幅員１２メートル以上で接している県道川越栗橋線に指定する区域が連続して６メートル以上接しており、要件を満たしております。 ４箇所目、④原地区につきましては、久喜市総合振興計画では産業系ゾーン、久喜市都市計画マスタープランでは新産業複合市街地誘導地区に位置付けており、予定建築物を「流通業務施設」と定め、新たに指定する面積は約４．２ヘクタールとなります。区域指定の要件となります道路要件といたしましては、供用されている４車線以上の県道さいたま栗橋線まで標準幅員１２メートル以上で接続している県道上尾久喜線に指定する区域が連続して６メートル以上接しており、要件を満たしております。

糀谷担当主査	５箇所目、⑤吉羽地区につきましては、久喜市総合振興計画では、産業系ゾーン、久喜市都市計画マスタープランでは新産業複合市街地誘導地区に位置付けており、予定建築物を「商業施設」と定め、新たに指定する面積は約２．５ヘクタールとなります。区域指定の要件となります道路要件といたしましては、現在、道路整備を進めている都市計画道路久喜東停車場線の供用を予定している区間に指定する区域が連続して６メートル以上接しており、要件を満たしております。 また、新たに指定するいずれの区域につきましても、幹線道路沿いに面しており、利便性の高い土地であること、久喜市総合振興計画又は久喜市都市計画マスタープランに定められている土地利用構想に整合していることや、既に各地区の指定区域において企業立地の具体的な相談が寄せられていることから、確実に土地利用が図られる区域であると考えております。 最後に、区域の見直しに伴うスケジュールについてご説明申し上げます。 令和３年８月２２日の日曜日に栗橋文化会館ホール及び鷲宮総合支所４階会議室において、区域の見直し案についての住民説明会を実施したところ、区域の見直し案に対して反対等の意見は無かったことをご報告させていただきます。 今後におきましては、本日、ご報告させていただきました見直し案を市民意見提出制度いわゆるパブリックコメントを実施するため、令和３年１０月１５日の金曜日から１１月１５日の月曜日にかけて、各公共施設の市民参加コーナーに設置及びホームページで見直し案を公表させていただく予定でございます。 その後につきましては、パブリックコメントで寄せられた市民の皆様からのご意見を踏まえ、区域の見直し案を再検討いたしまして、第２回

糀谷担当主査　久喜市都市計画審議会へ報告いたします。

また、第３回久喜市都市計画審議会に意見聴取をさせていただきまして、令和４年３月上旬から中旬に変更の告示を経て、令和４年４月１日より新たな産業系１２号区域で施行してまいりたいと考えております。

以上が、「都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについて」でございます。

よろしくお願いいたします。

高沢議長　ありがとうございました。

それでは、（１）都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについて、皆様からご質問等はございますか。

では、宮﨑委員どうぞ。

宮﨑委員　今回、新たに都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の指定を市内の５地区で検討していると説明がありました。

また、この産業系区域の指定に関する条件もあり、参考資料を見ますと指定する区域が接する前面の道路は、４車線であること、国県道までの標準幅員が１２メートル以上であることなどが示されております。

ここで確認ですが、報告１―４の３番に北中曽根地区がありますが、この地区は県道川越栗橋線に面しております。

この県道は、菖蒲地区方面に進むと国道１２２号との交差点に接続する道路であります。

この県道ですが、国道１２２号に接続するまでの区間に関して、既に道路幅員が１２メートル以上確保されているのでしょうか。

まだ、歩道が整備されていない区間があるので、道路幅員が１２メートルに足りない区間があると思われますので、確認させてください。

高沢議長　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

糀谷担当主査　宮﨑委員のご質問に対しまして、ご説明させていただきます。

糀谷担当主査　　県道川越栗橋線の一部歩道が未整備の区間について、道路幅員が１２メートル以上確保されていないのではというご質問ですが、事務局といたしましては、この産業系区域の指定にあたり、標準幅員が１２メートル以上確保されていると判断をさせていただいたところであります。

高沢議長　　宮﨑委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

宮﨑委員　　ただ今の説明の中で、標準幅員が１２メートル以上確保されているという説明がありました。

ここで言う、標準幅員１２メートルは、どのような状態を指すのでしょうか。

高沢議長　　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

田辺課長　　私からお答えさせていただきます。

今回、区域指定をさせていただく、北中曽根地区が接する県道川越栗橋線につきましては、清久さくら通りの交差点部分から国道１２２号との交差点部分までの区間について、都市計画道路として決定しておりませんが、県道川越栗橋線のほかの区間同様に、いずれ整備されるものと考えておりまして、指定要件の標準幅員が１２メートル以上の道路であると判断させていただいたところでございます。

高沢議長　　宮﨑委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

宮﨑委員　　県道川越栗橋線の内、菖蒲地区の国道１２２号との交差点部分から西側と久喜地区の清久さくら通りとの交差点部分から東側が都市計画道路として決定されていて、その間に挟まれた区間は都市計画道路としての位置づけはありませんが、歩道を含めて、幅員が１２メートル以上となるよう、埼玉県が整備を進めていることは承知しております。

そのため、県による歩道の整備が完了すれば、この区間についても、幅員が１２メートル以上となり、指定の要件に合う道路になると思いますが、歩道整備が完了しなければ、区域指定の要件を満たさないと考え

宮﨑委員	ますが、北中曽根地区を区域指定することは可能なのですか。 　それとも、現状において標準幅員が１２メートル以上確保できていなくても、歩道整備が見込まれる状況であれば、区域指定を行うことが可能なのか、確認させてください。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
田辺課長	埼玉県に今後の県道川越栗橋線の整備計画等について、問い合わせしたところ、県道の両側に歩道を整備する計画はありますが、具体的な整備時期については、未定とのことでございました 　また、区域指定に係る道路の要件について、補足させていただきます。 　報告１参考資料の５ページをご覧ください。区域指定に係る道路要件を記述しております（３）の、なお書きの部分でございますが、自転車及び歩行者の交通量が著しく少ないと認められる場合は、標準幅員９メートル以上に読み替えることができる。としております。 　この基準の考え方を取り入れまして、自転車及び歩行者の交通量が少ないという周辺の状況から、県道川越栗橋線の清久さくら通りから国道１２２号までの区間は、北中曽根地区を区域指定するための道路としての要件を満たしていると判断させていただいたところでございます。
高沢議長	宮﨑委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。
宮﨑委員	今の事務局の説明では納得できません。 　この県道川越栗橋線ついては、車両等の交通量が非常に多いため、市議会の一般質問においても、各議員から拡幅整備、歩道整備に係る内容が取り上げられておりますが、埼玉県の回答として、予算の確保が難しく、歩道の整備が進まない状況である旨の答弁がなされております。 　歩道が整備されておらず、交通上の安全が十分に確保されているとは言い難い状況にあることから、県道川越栗橋線のこの区間については、

宮﨑委員	区域指定の要件を満たしていないと考えますが、市の見解を確認させていただきたいと思います。 清久さくら通りから国道１２２号に向かうルートであれば、両側の歩道が整備されておりますので、道路幅員が１２メートル以上あり、区域指定に係る道路の要件を満たしていると考えます。 しかし、今回の区域指定に係る区間については、一部歩道が未整備の状態ですので、区域指定の要件を満たしているとは考えられません。 今後、ほかの場所において、区域指定を行う際に、今回と同様の状況になることも考えられますことから、区域指定にあたっての考え方を明確にする必要があると考えますので、確認をさせてください。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
岡崎副会長	高沢議長、発言をしてもよろしいでしょうか。
高沢議長	それでは、岡崎副会長どうぞ。
岡崎副会長	宮﨑委員、割り込むような形になってしまい、大変申し訳ない。 事務局に確認ですが、埼玉県は交通安全計画を作成しており、その計画の中で、歩道の整備を推進するとしております。 そして、資料にある県道の南側にある歩道については、この計画に基づき整備が実施された場所でもあります。 私の認識では、まさにこの県道の歩道は整備が進められているところであり、適宜、地権者のご自宅を伺い、用地交渉を行っていることも聞いております。 そのようなことから、私としては、これから歩道が整備されると認識しているため、この場所に産業系区域の指定をすることについて、問題はないと思っております。 しかし、事務局は、宮﨑委員さんや私の意見を踏まえて、再度、埼玉県に道路整備などの予定を確認していただきたいと思います。

岡崎副会長	私としては、埼玉県の交通安全計画などに基づき、歩道の整備が進められており、道路幅員が１２メートル以上確保される見込みのある場所ということで、区域の指定は問題ないと考えております。
高沢議長	事務局、岡崎副会長の発言を受けていかがでしょうか。
田辺課長	県道川越栗橋線の歩道の整備計画などについて、埼玉県に改めて確認をさせていただきます。 また、この１２号区域の見直しにつきましては、先ほど、担当からご説明させていただきましたとおり、１０月１５日から１１月１５日まで、パブリックコメントを実施する予定でございます。 次回の都市計画審議会では、このパブリックコメントの結果と県道川越栗橋線における今後の整備計画などについて、確認した内容をご報告させていただきます。
高沢議長	はい、宮﨑委員どうぞ。
宮﨑委員	建設部長に伺います。 県道川越栗橋線の歩道整備に関する促進について、各市議会議員からの質問に対応する中で、埼玉県と調整を行ってきたと思いますが、今後の歩道整備の見込みについては、どのような状況なのでしょうか。 例えば、３年後に歩道整備を完了できる見込みがあるのであれば、区域指定を行うことも良いと考えますが、歩道整備の完了時期が未定であるならば、区域指定を行うことは好ましくないと考えます。 私は、この産業系の区域指定は、久喜市の発展のために、非常に良いことであると考えますが、指定の要件を曖昧にするべきではないと考えますが、いかがでしょうか。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
齋藤部長	建設部長の齋藤でございます。 私からご説明させていただきます。

齋藤部長	今回、区域指定を行う北中曽根地区が接する県道川越栗橋線につきましては、当該地区が接する部分の道路幅員は１２メートル以上確保されているものと認識しております。 また、同県道の歩道整備につきましては、市議会においてもご質問をいただいており、本市といたしましても、早急な整備の実現に向け、埼玉県に要望を行っているところであります。 しかし、埼玉県からは、歩道整備が具体的に何年後に完了するか明確な回答をいただいていないところでございます。 また、地元区長や地域の皆様からのご意見や要望を踏まえながら、順次整備を進めていただいているものでございますので、この区間につきましては、道路幅員が１２メートル以上確保される見込みのある道路として、考えているところでございます。
高沢議長	宮﨑委員、ただ今の説明でいかがでしょうか。
宮﨑委員	結構です。
高沢議長	そのほか、ご質問等はございますか。 それでは、先に進みます。 続きまして、（２）都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化について、事務局から説明をお願いします。
保渡山課長補佐	都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化につきまして、ご説明をさせていただきます。近年、毎年のように全国各地で河川の氾濫による浸水被害や、地滑りなどの土砂災害が頻発しており、これら自然災害の多くが、市街化調整区域で発生している状況にあります。 そのため、国においては、防災減災の観点から適切な土地利用の規制を求める論調の高まりを受け、市街化調整区域において、特例的に自己居住用の住宅等の建築を認める都市計画法第３４条第１１号区域及び第

保渡山課長補佐	１２号区域、いわゆる条例区域から災害リスクの高いエリアを除外するため、令和２年６月１０日付けで都市計画法の改正を行い、令和４年４月１日より施行することを決定したところです。 また、今回の法改正に伴う条例区域の見直しにあたって基本的な考え方を示した技術的助言が、令和３年４月１日付けで国から発出されるとともに、令和３年４月２８日付けで、埼玉県としての考え方をまとめた都市計画法の改正に伴う１１号区域等からの浸水想定区域の除外方針が示されたことから、都市計画審議会委員の皆様にご報告をさせていただくものでございます。 それでは、今回の都市計画法の改正概要につきまして、ご説明をさせていただきます。 報告資料２－１をご覧いただきたいと存じます。 資料の上段部分が現行の都市計画法となっております。 市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域では、建築物を建築することが制限されておりますが、市街化区域に隣接、近接する区域のうち、地方公共団体が条例に基づき指定する区域では、一定の基準を満たした上で、自己居住用の住宅及び分譲住宅等を建築することが可能となっています。 また、条例で区域を指定するにあたっては、都市計画法施行令で定める基準に従い、区域の指定を行っておりますが、都市計画法施行令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域である溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域等については、条例区域から除外することが定められているにもかかわらず、除外が徹底されていない状況にあります。 そのようなことから、改正後におきましては、資料の２ページ目の上段部分に記載のある区域については、条例区域からの除外が必要となる

保渡山課長補佐	災害ハザードエリアとして、都市計画法施行令第２９条の９に明記し、条例区域に含まないことを法令上明確化したものです。 この内、⑤浸水想定区域、洪水等の発生時に、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある土地の区域については、技術的助言において想定浸水深３メートル以上の区域と示されました。 これらの区域については、条例区域から除外することになり、１ページ目下段部分の、緑の線及び青の線に囲まれた箇所に記載のあるとおり、今後は開発行為及び建築行為が原則として認められなくなるものでございます。 次に、法改正が本市に及ぼす影響について、ご説明をさせていただきます。 報告資料２－２及び２－３をご覧いただきたいと存じます。 この図面につきましては、条例区域を示す図面となっており、報告資料２－２の茶色で着色されている区域が、自己居住用の住宅及び分譲住宅の建築が可能となる都市計画法第３４条第１１号に基づく区域となっております。 また、報告資料２－３の茶色で着色されている区域が、市街化調整区域に居住する親族のための自己居住用の住宅、いわゆる分家住宅の建築が可能となる都市計画法第３４条第１２号に基づく区域、茶色の線で囲まれており三角や丸などの模様で示している区域が流通業務施設及び工業施設等の建築が可能となる産業系１２号区域に基づく区域となっております。 次に報告資料２－４をご覧いただきたいと存じます。 本図面につきましては、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所が作成した、「利根川洪水浸水想定区域図」でございます。 この図面の中で、ピンクやオレンジで着色されている区域が浸水想定

保渡山課長補佐	区域となっており、本市については、市街化区域、市街化調整区域に関わらず、市内全域が利根川の浸水想定区域に該当しており、栗橋地区及び鷲宮地区については、地区の大部分が、国が条例区域からの除外の目安として示す想定浸水深３メートル以上の浸水想定区域に該当しております。 そのため、原則どおりに浸水想定区域を条例区域から除外した場合、本市の市街化調整区域では、分家住宅の建築さえ認められなくなることから、令和３年４月１日付けで国から発出された技術的助言の中で示されている、除外に関する特例を適用することを考えております。 この特例につきましては、想定浸水深３メートル以上となる土地の区域を例外的に条例区域に含めることを認めるものであり、報告資料２－１の２ページ目下段部分に示しているとおり、①及び②のいずれにも該当することが、特例を適用する際の条件となっております。 具体的に申し上げますと、１つ目の条件として、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合であることとされております。 次に、２つ目の条件として、（１）洪水等が発生した場合に市町村地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域、（２）開発許可等に際し、安全上及び避難上の対策の実施を求めることとする旨を、条例や審査基準等において明らかにした土地の区域、（３）、（１）又は（２）と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域のいずれかに該当する土地の区域であることとされております。 この特例を本市に適用することが可能であるか検討した場合、代々、市街化調整区域に居住する者の子孫が、親族の所有する土地に分家住宅を建築することさえできなくなることは、既存集落の崩壊、伝統、文化

保渡山課長補佐	の消滅を招く恐れがあることから、１つ目の条件である、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合に当たると判断することができます。 　また、利根川については、首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による利根川堤防の安全性が一層強化されており、かつ、氾濫の危険性が高まった場合であっても、洪水避難決断ブックにより、市民に対して避難行動指針が示されております。 　更には、栗橋地区及び鷲宮地区の安全レベルの低い避難所にはバスが配車され、高齢者や広域避難の移動手段の確保が困難な方でも、総合運動公園又は菖蒲文化会館への避難が可能な体制が整っていることから、２つ目の条件である（３）の（１）又は（２）と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域に当たると判断することができます。 　以上のことから、利根川の浸水想定区域については、国の技術的助言に示されている特例を適用する際の条件を満たしていると判断し、分家住宅の建築を認める都市計画法第３４条第１２号に基づく区域から、浸水想定区域を除外しない考えでございます。 　なお、水防法において浸水想定区域が指定されている荒川、江戸川、小山川及び埼玉県が作成した水害リスク情報図に記載のある中川につきましても、特例を適用する理由について整理を行い、利根川同様に浸水想定区域を除外しないことを考えております。 　ただし、都市計画法第３４条第１１号に基づく区域につきましては、原則どおり浸水想定区域を条例区域から除外する考えでございますが、今後は、本市の特例適用の考え方を埼玉県に相談し、対応方針を定めてまいりたいと考えております。 　最後に、条例区域の見直しに向けたスケジュール等についてご説明を申し上げます。

保渡山課長補佐　今回の法改正の概要につきましては、令和３年６月３０日に開催された全員協議会で、議会に対して報告を行ったところでございます。

また、令和３年７月１日より、都市計画課窓口に報告資料２－５のチラシを配架し、窓口にお越しいただいた全ての方に周知するとともに、市ホームページに法改正の概要を掲載し、開発事業者等に周知を図っているところでございます。

今後におきましては、想定浸水深が３メートル以上となる土地の区域を明確に示した図面を業務委託により作成するとともに、関連する条例や開発許可審査基準等の改正を行い、令和３年度末に開催予定の久喜市都市計画審議会への説明を経て、令和４年４月１日より浸水想定区域を除外した区域において運用してまいりたいと考えております。

以上が、「都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化について」でございます。

よろしくお願いいたします。

高沢議長　ありがとうございました。

さて、報告（２）の進行につきましては、事前に事務局から説明がございましたとおり、これから、１５時１０分まで、皆様のお考えを整理していただく時間を設けさせていただきます。

会議再開後は、皆様からご意見を伺いますので、よろしくお願いいたします。

【　検討時間　】

高沢議長　お時間となりましたので、会議を再開します。

それでは、（２）都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化について、皆様からご意見はございますか。

高沢議長　　それでは、宮﨑委員どうぞ。

宮﨑委員　　質問というより、先ほどの事務局の説明で分からないことがありましたので、確認をさせていただきます。

今回の都市計画法の改正に伴い、例えば、大きな河川が氾濫した場合に、市街化調整区域内において想定浸水深が３メートル以上となる区域では、分譲住宅などの開発行為ができなくなると事務局から説明がありました。

確認ですが、市街化区域は、今までどおり、分譲住宅などの開発行為ができるという認識でよろしいのでしょうか。

また、市街化調整区域における住宅建築を許容する１１号及び１２号に基づく開発行為について、１１号に基づく分譲住宅の開発行為はできなくなるが、１２号については、従来どおり、分家住宅の開発行為を、例外的に認めていきたいと説明がありました。

これまでの１２号に基づく開発行為については、血族は６親等以内、姻族は３親等以内という条件がありますが、この条件を認めると、本当に遠くの親族まで開発行為が認められることになります。親族関係は、どの範囲まで認めるのか、教えていただきたいと思います。

最後に、もう一点伺います。

先ほどの説明の中で、国から提供された図面になりますが、報告資料２―４で、浸水想定区域の関する説明がありました。

この図面ですが、同じようなピンク色で着色されており、どの地域が想定浸水深が３メートルなのか、５メートルなのか、非常に分かりにくいものとなっております。

これを大きく拡大した図面というのは、現在、都市計画課で所有しているのでしょうか。

大きな図面があるならば、市民が窓口に来ても、十分な説明ができま

宮﨑委員　すが、このような小さな図面で説明を受けても、市民も納得ができないと思われます。

この３点について、確認させていただきたいと思います。

高沢議長　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　宮﨑委員のご質問に対しまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、今回の都市計画法の改正につきましては、市街化調整区域内における分譲住宅などの開発行為を規制するものであり、市街化区域内における分譲住宅などの開発行為を規制するものではございません。

次に、都市計画法第３４条第１２号区域における分家住宅を建築する場合の親族関係の範囲に対してのご質問でございますが、現在、本市では分家住宅を建築する場合の要件につきましては、血族６親等以内、姻族３親等以内としております。

続きまして、報告資料２―４を拡大した図面を所有しているかというご質問に対してでございますが、図面に関しては、本日、配布した資料のみでございます。

しかし、９月議会で補正予算の議決をいただきましたことから、今後、想定浸水深の調査などを含めた業務委託を発注する予定でございます。

その業務委託の中で、想定浸水深が３メートル以上の範囲を地番図に反映させた資料を作成することにより、地権者や開発事業者などに対して、想定浸水深が３メートル以上となる土地の区域を明確に説明ができるようにしていきたいと考えております。

高沢議長　宮﨑委員、ただ今の説明でいかがでしょうか。

宮﨑委員　先ほど、想定浸水深が３メートル以上の範囲を地番図に反映させると説明がありましたが、令和４年３月末日までに作成することができるのでしょうか。

高沢議長　　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　　図面につきましては、令和４年２月頃を目途に作成する予定でございます。

また、最後の都市計画審議会になりますが、作成した図面を皆様にお示しできるようにしたいと考えております。

高沢議長　　宮﨑委員、ただ今の説明でいかがでしょうか。

宮﨑委員　　結構です。

高沢議長　　そのほかに、ご意見等はございますか。

それでは、青木委員どうぞ。

青木委員　　都市計画法第３４条第１１号区域内における開発行為について、ご質問させていただきます。

この１１号区域については、自己用住宅や分譲住宅の開発行為が可能とされている区域でありますが、今回の都市計画法の改正に伴い、令和４年４月１日以降は、１１号区域内における開発行為ができなくなるという認識でよろしいのでしょうか。

また、報告資料２－１に記述がありますが、この除外に関する特例を適用し、例外的に認めることを久喜市が考えているのか、この２点についてお伺いしたいのですが。

高沢議長　　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　　青木委員のご質問に対しまして、ご説明をさせていただきます。

今回の法改正につきましては、洪水等が発生した場合に、市民の生命及び財産に危害を及ぼすおそれのある区域について、新規の開発行為を規制するものでございます。

そのようなことから、本市といたしましては、１１号区域における分譲住宅の開発行為は、特例を設けず、認めない方針でございます。

高沢議長　　青木委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

青木委員　　１１号区域における分譲住宅の開発行為は、市内全域でできなくなるということでしょうか。

高沢議長　　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　　今回の法改正につきましては、想定浸水深が３メートル以上の区域について、開発行為を規制するものでございますので、想定浸水深が３メートル未満の区域であれば、従来どおり、分譲住宅の開発行為を行うことは可能でございます。

高沢議長　　青木委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

青木委員　　報告資料２―５の文中、項目の４番に「本市の状況」があります。この文中に、栗橋地区と鷲宮地区の大部分が、想定浸水深が３メートル以上に該当していると記述があります。このことから、栗橋地区と鷲宮地区では、分譲住宅の開発行為ができないと考えた方がよいのでしょうか。

高沢議長　　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　　報告資料２―４を見ますと、栗橋地区と鷲宮地区の大部分が、想定浸水深が３メートル以上に該当しておりますが、今後、業務委託の中で想定浸水深が３メートル以上の区域を明確にしてまいりたいと考えております。

高沢議長　　青木委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

青木委員　　結構です。

高沢議長　　そのほか、ご意見等はございますか。

　　それでは、貴志委員どうぞ。

貴志委員　　質問ですが、報告資料２―１に除外に対する特例のところで、具体的でない表現がございます。

　　例えば、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合であること。また、（３）に安全性が確保されると認め

貴志委員	られる土地の区域とありますが、この内容の判断について、誰が行うのでしょうか。 　このような具体的でない記述があると、ある特定の人は、開発行為が認められる、もしくは認められない場合も発生するかと思われます。このような内容では、どこかのタイミングで不公平が生じてしまう可能性があると思われます。 　この特例の適用について、誰が決めるのか教えていただきたいと思います。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
保渡山課長補佐	貴志委員のご質問に対しまして、ご説明をさせていただきます。 　この除外に関する特例を適用するかの判断につきましては、開発許可権者である久喜市長が行います。 　しかし、この除外に関する特例を適用する場合には、市民の皆様に対しての説明責任を果たす必要がありますことから、特例を適用する場合には、市の考え方を埼玉県に相談し、助言をいただきながら、判断してまいりたいと考えております。 　ただし、この除外に関する特例につきましては、現在のところ、１２号区域内における分家住宅の開発行為を認めることについて、検討しているところでございます。
高沢議長	貴志委員、ただ今の説明でいかがでしょうか。
貴志委員	分かりました。 　そうなりますと、この除外に関する特例については、ほとんど適用される機会はないのかと考えておりますが、仮に、この除外に関する適用を、分家住宅以外にも認める場合に、その情報は市ホームページ等で公表されるのでしょうか。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　この除外に関する特例の運用につきましては、今年度末の都市計画審議会において、委員の皆様にご説明させていただき、そのあとに、市ホームページ等を活用して、市民の皆様に周知したいと考えております。

高沢議長　貴志委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

貴志委員　結構です。

高沢議長　そのほか、ご意見等はございますか。

それでは、岡崎副会長どうぞ。

岡崎副会長　先ほどの説明の中で、洪水避難決断ブックの説明がありました。

この冊子については、久喜市内の全世帯に配布されたはずですが、この冊子は、報告資料２―４に基づき、作成されたと認識しており、その点に間違いがないか確認させてください。

高沢議長　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　岡崎副会長のご質問に対しまして、ご説明をさせていただきます。

洪水避難決断ブックにつきましては、報告資料２―４の利根川水系利根川洪水浸水想定区域図を基に作成されており、河川の氾濫の危険性が高まった場合に、市民の皆様の安全な避難行動を促すことを目的に作成したものでございます。

高沢議長　岡崎副会長、ただ今の説明でいかがでしょうか。

岡崎副会長　分かりました。

私からのお願いになりますが、この開発許可の厳格化の内容を、次回作成する洪水避難決断ブックに反映していただきたいのです。

洪水避難決断ブックの作成について、担当部署が異なるかもしれませんが、担当課と連携していただきたいと思います。

次に、先ほどの事務局の説明ですと、この報告資料２－４を基にしながら地番図に浸水想定区域の情報を反映させると説明がございました。

利根川などの氾濫による浸水想定区域を詳細に調べることで、より正

岡崎副会長	確で分かりやすい資料を作成することができると考えますので、令和４年２月末日もしくは３月頃になるかと思われますが、浸水想定区域に係る内容を今年度最後の都市計画審議会で報告していただければと思います。 次に、１２号区域内において、分家住宅の開発行為を特例で認めたいとの説明がありましたが、国や埼玉県はどのように考えているのでしょうか。 国は、市民の生命と財産を守るという観点から、市街化調整区域内における開発行為を抑制する方針を決めたと思われますので、バランスというのでしょうか、特例を適用するときは、慎重に検討するべきと考えます。 そのような中で、久喜市は、１２号区域内で分家住宅の開発行為を特例として認めていきたいと説明がありました。 このような中で、国や埼玉県は、市町村がこの特例を適用することについて、どのような印象を持っているのでしょうか。 また、近隣の市町は、どのような動きがあるのか。事務局で把握していることがあれば教えてください。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
田辺課長	私からお答えさせていただきます。 はじめに、国や埼玉県の考え方ですが、今回の法改正の趣旨というものが、国民の生命と財産を守るという考えがあり、国としては、１１号区域及び１２号区域における開発行為は、原則は認めないという方針を示しております。 しかし、先ほど担当から説明をさせていただきましたが、１２号区域における分家住宅の開発行為を制限してしまいますと、市街化調整区域内における地域の経済活動などが衰退してしまうおそれがあることか

田辺課長	ら、本市以外の埼玉県内の市町村からも、１２号区域内における分家住宅の開発行為については、特例により認めるべきという意見が多く上がっております。 　こうした状況を踏まえ、埼玉県からは、分家住宅の開発行為を認めてもよいとの見解が示されておりますので、本市といたしましても、市街化調整区域内における分家住宅の開発行為を特例として認めることを検討しているところであります。 　また、８月末時点となりますが、埼玉県が取りまとめました、開発行為の厳格化に関する県内の市町村の検討状況をご紹介させていただきます。 　埼玉県内において、１１号区域を指定している市町村が、本市を除きまして３２団体ございますが、この法改正に伴い、令和４年４月１日以降に１１号区域で開発行為を認めない方向で検討している市町村が２４団体ございます。 　その一方で、除外に関する特例の適用を検討している市町村、分かりやすく申しますと、開発行為を認める方向が、６団体ございます。 　また、除外に関する特例を設けることについて、方針が定まっていない市町村が２団体となっております。
高沢議長	岡崎副会長、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。
岡崎副会長	埼玉県内における市町村の動向は分かりました。 　しかし、他市町村の動向はいずれにしても、国や埼玉県の方針には、極力沿うべきであると考えております。 　また、事務局の説明の中で、条例改正をすると説明がありました。 　今年度最後の都市計画審議会では、この開発行為の厳格化について、諮問及び答申をするものと思われます。 　条例改正は、議会の議決を必要としますので、条例改正に向けたスケ

岡崎副会長	ジュールを確認させていただきたいと思います。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
保渡山課長補佐	岡崎副会長のご質問に対して、ご説明をさせていただきます。 今回の条例改正につきましては、２月議会に議案を上程したいと考えております。 また、都市計画審議会の説明につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、業務委託の中で、図面などを作成することになりますので、今年度末の都市計画審議会で詳しく説明することができればと考えております。
高沢議長	岡崎副会長、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。
岡崎副会長	今年は、２月議会の最終日が令和４年３月２日になっていると思われます。 私が確認したいのは、２月議会において、条例改正の議決がされたあとに、最後の都市計画審議会を開催するのか、もしくは、最後の都市計画審議会を開催してから、議会の議決を受けるのか、本審議会の開催時期によって、委員の皆様の考え方も変わるものと思われます。 現時点で、事務局で条例改正に関するスケジュールが決まっているようであれば、教えてください。
高沢議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
田辺課長	はじめに、岡崎副会長のおっしゃるとおり２月議会の最終日は、令和４年３月２日の予定となっております。 そのようなことから、私どもとしては、久喜市議会の議決を得る前に、今年度最後の都市計画審議会を開催したいと考えており、令和４年２月末日までに開催することを前提に準備を進めてまいります。
高沢議長	岡崎副会長、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。
岡崎副会長	結構です。

高沢議長　　そのほか、ご意見等はございますか。

それでは、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員　　現在、水害対策として、国が利根川堤防の強化対策工事を進めているところであります。

事務局の説明の中で、栗橋地区の大部分が想定浸水深３メートル以上に該当していると説明がありました。

この堤防対策工事が完了しても、まだ堤防の決壊に対する心配を抱えながら、暮らしていくことになるのでしょうか。

保渡山課長補佐　　鈴木委員のご質問に対して、ご説明をさせていただきます。

現在、国土交通省利根川上流河川事務所により、首都圏氾濫区域堤防強化対策工事が進められております。

この工事は、利根川の氾濫に対する安全性を向上させるためのものであると認識しております。

田辺課長　　私からも、付け加えてご説明させていただきます。

国は、既存の堤防を拡幅し、栗橋地区を洪水から守る対策工事を進めております。我々も、現在の工事で安全性は十分に確保されるものと考えているところでございます。

また、今回の都市計画法の改正は、利根川の決壊や氾濫といった最悪の事態を想定し、市民の生命と財産を守るという観点から、開発行為を厳格化していくということをご理解いただければと思います。

高沢議長　　鈴木委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

鈴木委員　　結構です。

高沢議長　　そのほか、ご意見等はございますか。

それでは、岡崎副会長どうぞ。

岡崎副会長　　今回の法改正は、市街化調整区域内の１１号区域及び１２号区域に係る内容となっております。

岡崎副会長	しかし、利根川が氾濫した場合には、市街化区域も、同様に浸水してしまう状況にあると考えます。 洪水のおそれがある際には、洪水避難決断ブックに基づき、広域避難や分散避難をしていただくことが原則ですが、逃げ遅れてしまった場合に、やむを得ず、住宅の２階などへの垂直避難をしなければならない場合も考えられます。 そのような中で、市街化区域の第一種、第二種低層住居専用地域が指定されている区域では、建築物の高さが１０メートルに制限されていることから、洪水時に垂直避難をするための十分な高さを確保することができないと考えらております。 この１０メートルの高さ制限につきましては、１２メートルまで、緩和することも可能であったと思いますので、防災の観点から、市街化区域における高さ制限の緩和について、この都市計画審議会の中で議論していたければありがたいと思いましたので、要望させていただきます。 皆様、よろしくお願いいたします。
高沢議長	ありがとうございました。 そのほか、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。 それでは、事務局におきましては、皆様の意見を参考にしたうえで、市の対応方針を決めていただきたいと存じます。 以上をもちまして、本日予定しておりました報告は、すべて終了いたしました。 それでは、次第４「その他」に移ります。 事務局から説明をお願いいたします。
野口課長補佐	はじめに、次回の都市計画審議会について、お知らせいたします。 次回の審議会では、本日ご説明いたしました、都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについてのパブリックコメントの結

野口課長補佐	果のご報告と同区域の見直しについて、引き続き、委員の皆様のご意見等をいただきたいと存じます。 会議の日時や場所が決まりましたら、改めて皆様にご案内させていただきます。 続きまして、市民生活課からのお知らせになります。 まちづくりサポーター（市民参加推進員）の登録について、ご案内いたします。 本市では、今回ご説明させていただきました、都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しなど、様々な計画を作成する際に、パブリックコメントなどにより、市民の皆様から、ご意見をいただく市民参加の機会を設けております。 まちづくりサポーターに登録いただいた皆様から、周りの市民の皆様に市民参加の情報を広めていただき、より多くの皆様に市民参加をしていただきたいと本市では考えておりまして、本日のような審議会の場など、様々な場面で、このまちづくりサポーターの登録のご案内を行っているところでございます。 同サポーターに興味がございましたら、本日、配布しました資料に登録方法等が記載されておりますので、ご確認いただきたいと存じます。 その他については、以上となります。
高沢議長	ありがとうございました。 本日予定しておりました会議は、以上で終了となりますので、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。 会議の進行にあたり、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。 誠にありがとうございました。
野口課長補佐	委員の皆様、誠にありがとうございました。 続きまして、次第５の「閉会」にあたり、岡崎副会長からご挨拶をい

野口課長補佐	ただきたいと存じます。
岡崎副会長	【　岡崎副会長の挨拶　】
野口課長補佐	ありがとうございました。 以上をもちまして、令和３年度第１回久喜市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和３年１０月２７日

会　長　　高沢　清史

審　議　会　等　会　議　録